

介護保険

令和5年度

ガイドブック

くらしをささえる制度があります！



鳥栖地区広域市町村圏組合

介護保険のしくみ

地域包括ケア

地域包括支援センター

要介護認定

ケアプラン

利用者の負担

介護予防日常
生活支援総合事業

介護予防
サービス

介護サービス

施設サービス

環境を整える
サービス

地域密着型
サービス

在宅医療・
介護連携

介護保険料

事業所一覧

介護保険の目的と理念

- 介護保険法では、目的を「（要介護者が）尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」と規定しています。
- 保険給付は、「要介護状態等の**軽減又は悪化の防止に資する**よう行われるとともに、**医療との連携**に十分配慮して行われなければならない」と規定しています。
- 国民の努力及び義務としては、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合でも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする」と規定しています。



もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険のしくみ	4
介護保険のしくみについて知りましょう	
地域包括ケア	6
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように	
地域包括支援センター	9
地域包括支援センターを利用しましょう	
要介護認定	10
介護保険のサービスを利用するには 要介護認定の申請または 基本チェックリストの実施が必要です	
ケアプラン	14
ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します	
利用者の負担	16
介護（介護予防）サービスまたは一部の介護予防・生活支援サービスはかかった費用の一部を負担します	
介護予防・日常生活支援総合事業	20
介護予防に取り組みましょう	
介護予防サービス（要支援1・2）	24
介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス	
介護サービス（要介護1～5）	28
介護保険で利用できるサービス 介護サービス（居宅サービス）	
施設サービス（要介護1～5）	32
介護保険で利用できるサービス 施設サービス	
生活環境を整えるサービス	34
介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	38
介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス	
在宅医療・介護連携	41
医療と介護の連携で在宅生活を支えます	
介護保険料	42
介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています	
事業所一覧	46

介護保険はささえあいの制度です

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、介護の不安や負担を社会全体で支えるしくみです。高齢になっても、必要な介護サービスを選び、利用することによって、住みなれた家や地域で自立して、いきいきと暮らしていくことができます。

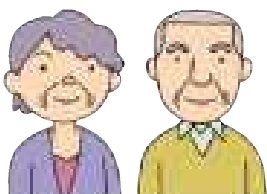
介護保険の運営は鳥栖地区広域市町村圏組合が行います。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

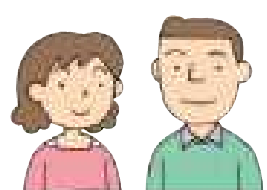
65歳以上の人



第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったときに、鳥栖地区広域市町村圏組合の認定を受け、サービスを利用します。

40～64歳の人



(医療保険に加入している人)

第2号被保険者

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったときに、鳥栖地区広域市町村圏組合の認定を受け、サービスを利用します。

※交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症（ウェルナー症候群等）

- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 閉塞性動脈硬化症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した

ものに限る）

- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
- 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

鳥栖地区広域市町村圏組合

鳥栖地区広域市町村圏組合は鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町の1市3町で構成されています。

- 介護保険を運営します。
- 被保険者証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。
- 要介護等認定を行います。
- 介護保険負担割合証を交付します。



要介護等認定
被保険者証の交付
負担割合証の交付

要介護等認定の申請
介護保険料の納付

介護保険に加入する人（被保険者）



第1号被保険者のみ

元気な高齢者

日常生活に不安がある人
(基本チェックリスト実施)

要介護認定の申請
介護や支援を必要とする人

基本チェック
リスト非該当

事業対象者
介護状態に
なるおそれ
がある高齢者

要支援1
要支援2

要介護1
要介護5

介護報酬の
支払い

地域の社会資源

住民主体の通いの場・サロン等

一般介護予防事業

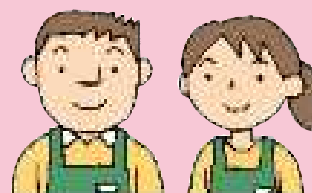
介護予防・生活支援
サービス

介護予防サービス

介護サービス
(介護給付)

介護サービス事業所

保険者や都道府県から指定を受けた事業所が介護保険サービスを提供します



住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように



高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、いろいろな取り組みが行われていますが、これからも高齢者人口の増加にともなって、介護や医療などが必要な人、ひとり暮らしや認知症の高齢者も増加すると予想されています。

こうしたことに対応するため、市区町村と地域の介護、医療、保健、福祉が互いに連携を取り、その地域で必要なサービスや施設を整備し、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケア」が進められています。

地域包括ケアに必要な4つの「助」

地域包括ケアでは、市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけではなく、自分の力で問題を解決する「自助」や、住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切になります。

自助

住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。

互助

地域住民やボランティア、家族や知り合いなど、さまざまな人たちが、制度的な費用が発生することなく、自発的にお互いが助け合うことです。

共助

介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。

公助

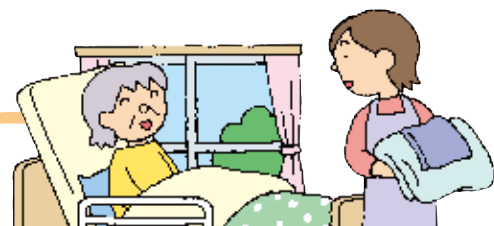
税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことです。

地域包括ケア

「介護」「医療」「介護予防」という専門的
と「生活支援・福祉サービス」が互いに協
支えます。

なサービスと、その前提としての「住まい」
力しながら、地域に住む高齢者の在宅生活を

介護や支援が
必要に
なったら



介護や支援が必要になった
人の心身の状態や環境など、
日常生活上の必要な課題に合
わせて、さまざまな介護保険
サービスが受けられます。

介護サービス

P28

介護予防サービス

P24

助け合い



心身や経済的な理由、家
族関係の変化などに対応し
て、さまざまな生活支援
サービスや福祉サービスが
受けられます。

介護予防・生活支援サービス

P20

介護

住まい

医療

生活支援
サービス

介護予防

地域包括ケアの調整

相談

支援

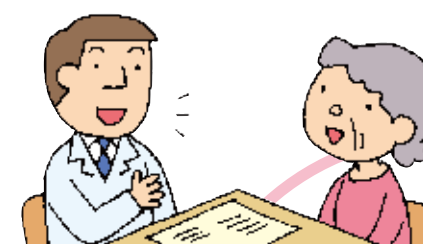
地域包括
支援センター

地域包括支援セン
ターは、市区町村と協力しながら、地域の高齢者が抱え
るさまざまな問題など
民や自治会などと連携

ターは、市区町村と協力しながら、地域の高齢者が抱え
るさまざまな問題など
民や自治会などと連携

P9

病気に
なったら



かかりつけ医や医療機関へ
の通院や入院、自宅での在宅
医療、訪問看護、訪問リハビ
リテーションなど一人ひとりの
心身の状態や環境に応じた
医療が受けられます。

P41

いつまでも
元気に暮らす
ために



自治会、ボランティア、老
人クラブなどが主体となって、
できるかぎり要介護状態にな
らないようにするための介護
予防の取り組みを行います。

P20

介護予防に努めましょう

セルフマネジメント（自己管理）を行い、 私らしくいきいきとした生活をしましょう



高齢者がいつまでも元気で自分らしく暮らし続けるには、普段からの介護予防が大切です。介護保険サービスが必要となったとしても、自分自身の努力で「元の生活」に戻ることもあります。

「私らしくいきいきと」を合言葉に、みなさんがセルフマネジメントを行い、地域の活動や趣味が続けられるように、市区町村や地域との連携を図りながら支援します。



いつまでも自分の趣味が
続けられるように今から
介護予防に取り組もう！

一般介護予防事業等

介護の日イベント、介護予防講演会、サポーター事業（ボランティアポイント制度）、住民主体の通いの場

【構成市町介護予防事業】

- 鳥栖市：ロコモーショントレーニング教室、音楽サロン、ふまねっと運動など
- 基山町：筋力アップ教室、音楽サロン、スロージョギングなど
- みやき町：ものわすれ相談事業、愛の一声運動推進事業など
- 上峰町：転倒予防教室、サーキット運動、介護予防3B体操など



介護予防の
様子

サポーター
事業



みなさんの生活を支える相談窓口です

地域包括支援センターを 利用しましょう



地域包括支援センターは、みなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士・生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員が、みなさんの生活を支える役割を担っています。

なんでもご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人及び事業対象者の支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。

みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心して暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。高齢者の虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域のネットワークをつくり、みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

地域包括支援センター

	名 称	〒	所 在 地	電話番号
1	鳥栖市鳥栖地区 地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
2	鳥栖市田代基里地区 地域包括支援センター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-82-2041
3	鳥栖市若葉弥生が丘地区 地域包括支援センター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-85-8721
4	鳥栖市鳥栖西地区 地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
5	基山地区地域包括支援センター	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-81-7039
6	みやき町地域包括支援センター	849-0111	みやき町大字白壁1074番地3 (市村清記念メディカルコミュニティセンター内)	0942-89-3371
7	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2 (おたっしや館内)	0952-52-5250

要介護認定までの流れを確認しましょう

介護保険のサービスを利用するには 要介護認定の申請または 基本チェックリストの実施が必要です



サービスを利用する流れ

1 相談

介護や支援が必要と感じたら、まず地域包括支援センターや市区町村の窓口にご相談しましょう

※40～64歳（第2号被保険者）は、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業は利用できませんので要介護認定の申請を行ってください。

相談の内容によって

介護保険を利用したい人など

2 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人や介護や支援が必要とみられる人は、要介護認定の申請をします。申請は本人や家族のほか、地域包括支援センターまたは省令で定められた指定居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証
- 本人確認書類
- マイナンバーカード(または通知カード等)

★申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合には窓口にご相談ください。

総合事業を利用したい人など

2 窓口で基本チェックリストを行います

心身や日常生活の状態など25項目のチェックを行い、生活機能を調べます。

生活機能の低下が見られる方
(=事業対象者)

介護予防・生活支援
サービス事業を利用できます

P20

3 認定調査が行われます

- **認定調査** 職員などが居宅等を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聴き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)
- **主治医意見書** 利用者本人の主治医に鳥栖地区広域市町村圏組合から依頼し介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。(申請時に「予診票」をお渡ししておりますので申請後2週間以内に主治医に持参してください)



注意
認定調査を受けるときは...

体調のよいときに調査を受ける

いつもと違う体調のときでは正しい調査ができないことがあります。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておきましょう。

家族などに同席してもらう

家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう

4 審査・判定が行われます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

- **コンピュータ判定の結果**…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。(一次判定の結果)
- **特記事項**……………調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- **主治医意見書**……………かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定(二次判定)

鳥栖地区広域市町村圏組合が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。

審査結果にもとづいて 認定結果が通知されます



非該当

生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある人などです。

介護保険のサービスは利用できませんが、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が見られる方(事業対象者)は、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。

P14

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護保険の介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスが利用できます。

P14

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護保険の介護サービスが利用できます。

P14

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の効力発生日は認定申請日になります。※1

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月、更新の場合は原則12か月です。※2

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請は、有効期間満了日の60日前から受け付けます。

※1 更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日

※2 介護認定審査会の意見に基づき、認定の有効期限を新規・変更は12か月まで、更新は48か月(新たに認定された介護度が、直前の介護度と変わった場合は36か月)までに延長する場合があります。

こんなときは？

申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護サービスを利用することができます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成して鳥栖地区広域市町村圏組合に届け出ると、介護サービスを受けることができます。

こんなときは？

認定結果に納得できないとき

要介護(要支援)認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、通知を受けた日から3か月以内に、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求することができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

こんなときは？

要介護(要支援)認定の有効期間内に心身の状態が変化したとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に区分変更の申請をしてください(手続きは初回と同じ)。

契約するときの注意点、サービスに苦情や不満があるとき

契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的 …契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者 …利用者と事業者との間の契約になっているか。

指定事業者 …都道府県等から指定された事業者か。

サービスの内容 …利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

契約期間 …サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

利用者負担金 …利用者負担金の額や交通費の可否などの内容が明記されているか。

利用者からの解約 …利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。

損害賠償 …サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持 …利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。



サービスに苦情や不満があるときは？

介護(予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しづらいときは、下のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくで安心です。



「鳥栖地区広域市町村圏組合」に相談

相談や苦情の内容をもとに、「鳥栖地区広域市町村圏組合」で事業者を調査して指導します。



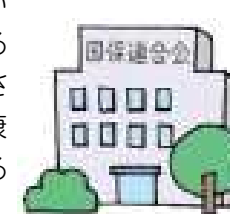
「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。



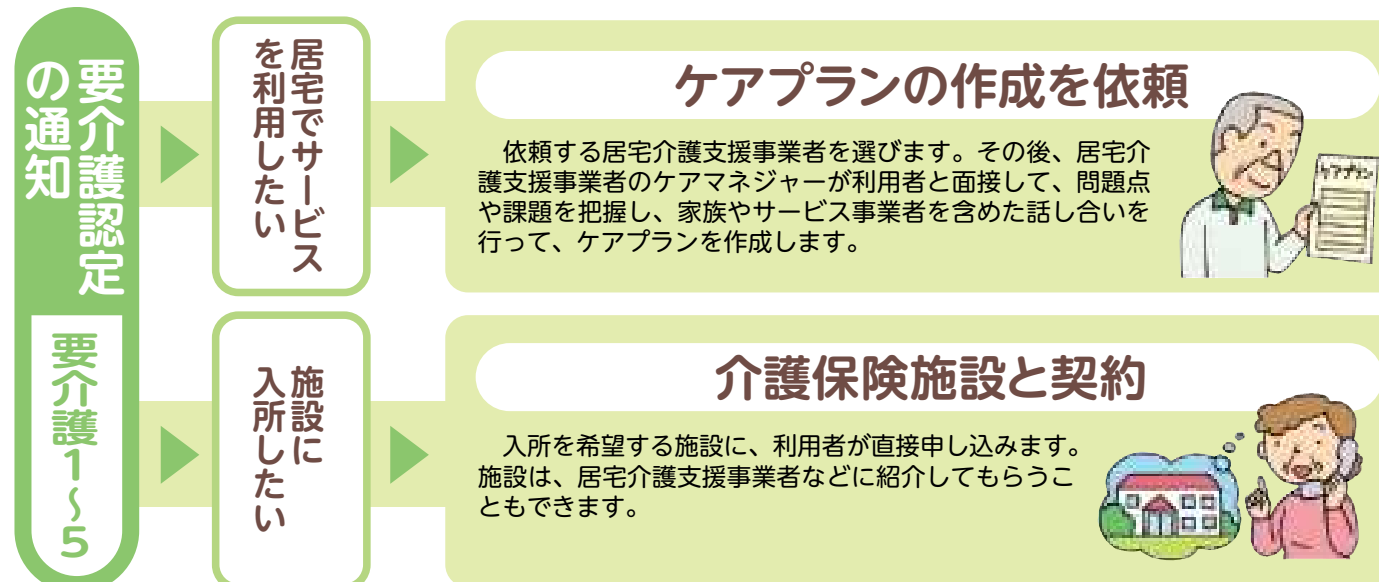
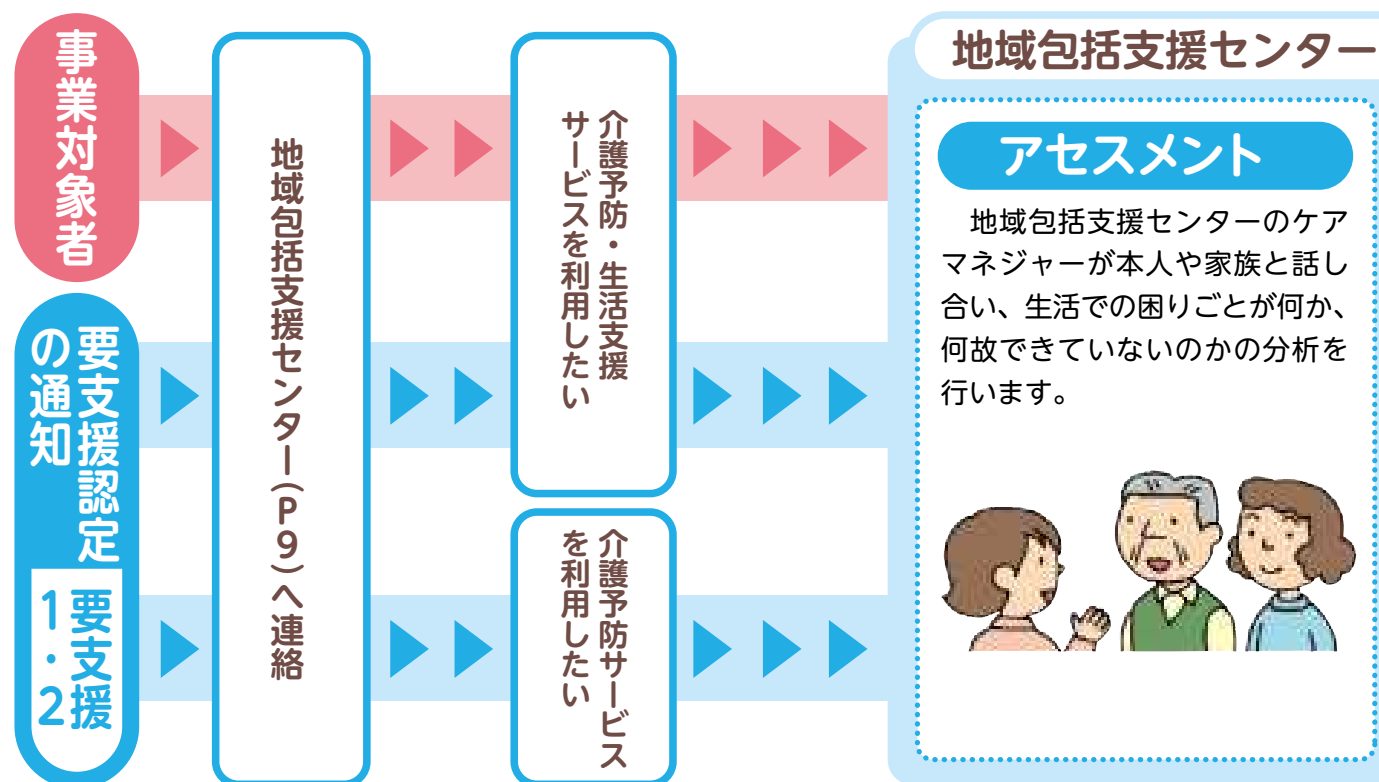
「国保連合会」に相談

市区町村での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連合会(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。



どんな介護や支援が必要か確認しましょう どんな介護や支援が必要か確認しましょう ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します

介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。
ケアプラン・介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



■居宅介護支援事業者とは

市区町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整します。
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。



■ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を持っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望を踏まえたケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

■介護予防ケアプランの作成

アセスメントの結果にもとづき、自立支援に必要なサービスの種類や、利用回数を決定し、介護予防ケアプランを作成してもらいます。



■介護予防・生活支援サービス事業を利用



P20

■介護予防サービスを利用



P24

■介護保険の居宅サービスを利用

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。
※一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合にはケアプランを見直します



P28

■介護保険の施設サービスを利用

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。
※一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合にはケアプランを見直します



P32

サービスにかかった費用の一部を負担します

介護(介護予防)サービスまたは一部の介護予防・生活支援サービスはかかった費用の一部を負担します



ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割または3割をサービス事業者に支払います。

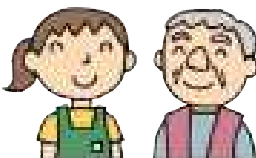
3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

上記に該当しない人は、1割負担になります



介護保険負担割合証が発行されます

要介護認定を受けた人及び事業対象者全員に、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

居宅サービスの費用について

居宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

1か月の居宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

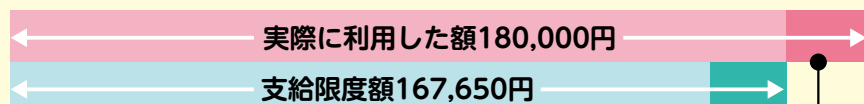
支給限度額が適用されないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス

※介護予防サービスについても同様です。ステップアップ通所型サービス（要支援1・2、事業対象者向）も適用されません

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額(1割負担の場合)



1割負担16,765円

+

支給限度額を超えた分12,350円

=

利用者負担額
29,115円

介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度があります



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます（福祉用具購入や住宅改修にかかる自己負担分、施設における食費、居住費等は対象になりません）。

●高額介護サービス費等に該当する方には、「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」を送付しますので、必要事項に記入・押印し、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に提出してください。（原則申請は初回のみ）

◆利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分		上限額（世帯合計）
(1)現役並み所得者	●年収約1,160万円以上	140,100円
	●年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
	●年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
(2)一般（(1)、(3)、(4)以外）		44,400円
(3)住民税世帯非課税		24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者		15,000円(個人)
(4)・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円(個人) 15,000円

高額介護サービス費等支払資金貸付制度について

高額介護（予防）サービス費の支給対象者で介護（予防）サービス費の支払が困難な方に、高額介護（予防）サービス費の支給を受けるまでの間、資金を貸付ける制度です。

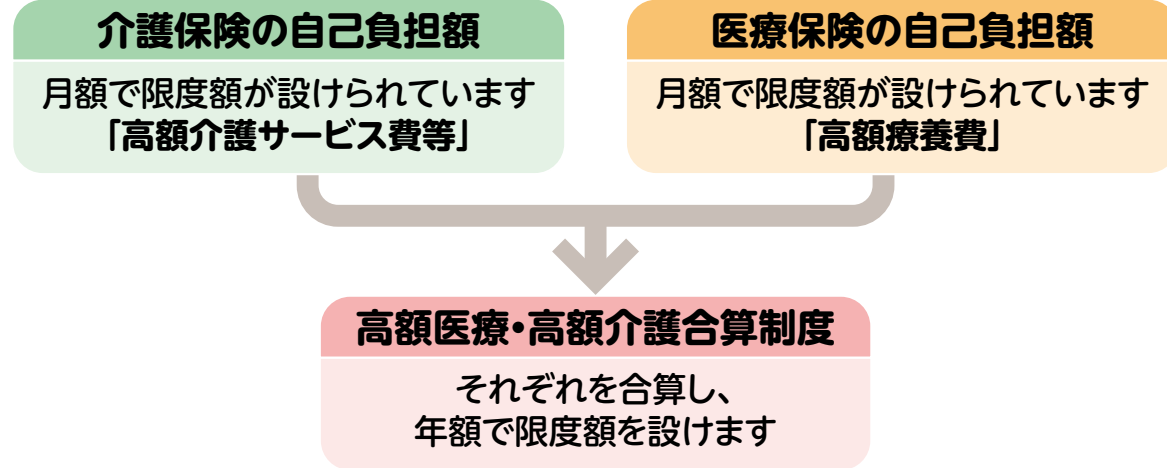
サービス利用月ごとに利用者負担分をいったん全額支払い、領収書とともに申請書を提出し認められると貸付が受けられます。

資金貸付の対象者は、①から④の全てを満たす方です。ただし、貸付に係る介護サービスが第三者の行為によって生じた介護サービスである場合は除きます。

- ①介護保険の資格を有していること。
- ②高額介護サービス費等の支給を受ける見込みがあること。
- ③介護保険料を滞納していないこと。
- ④保険給付差止（法第68条第1項）の記載がなされていないこと。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。それらを合算して年額の限度額が設けられました。限度額を超えた分は、申請して認められると後から支給されますので、みなさんの負担が軽減され、安心して介護や医療のサービスを利用できます。



限度額は年額で計算されます

毎年8月1日から翌年7月31日までを合算します。詳しくは自己負担限度額の表をご覧ください。

世帯ごと・医療保険者ごとに合算します

介護保険と医療保険の両方に、自己負担額がある世帯を対象とします。食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

70歳以上の人はすべての自己負担額を合算の対象にできますが、70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1か月21,000円以上のみを合算の対象とします。

介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

自己負担額の合算額から利用者負担限度額を差し引いたとき、500円以上となる場合に限り支給されます。

◆ 高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の 人がある世帯	所得区分	70～74歳の 人がある世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がある世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税世帯非課税	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

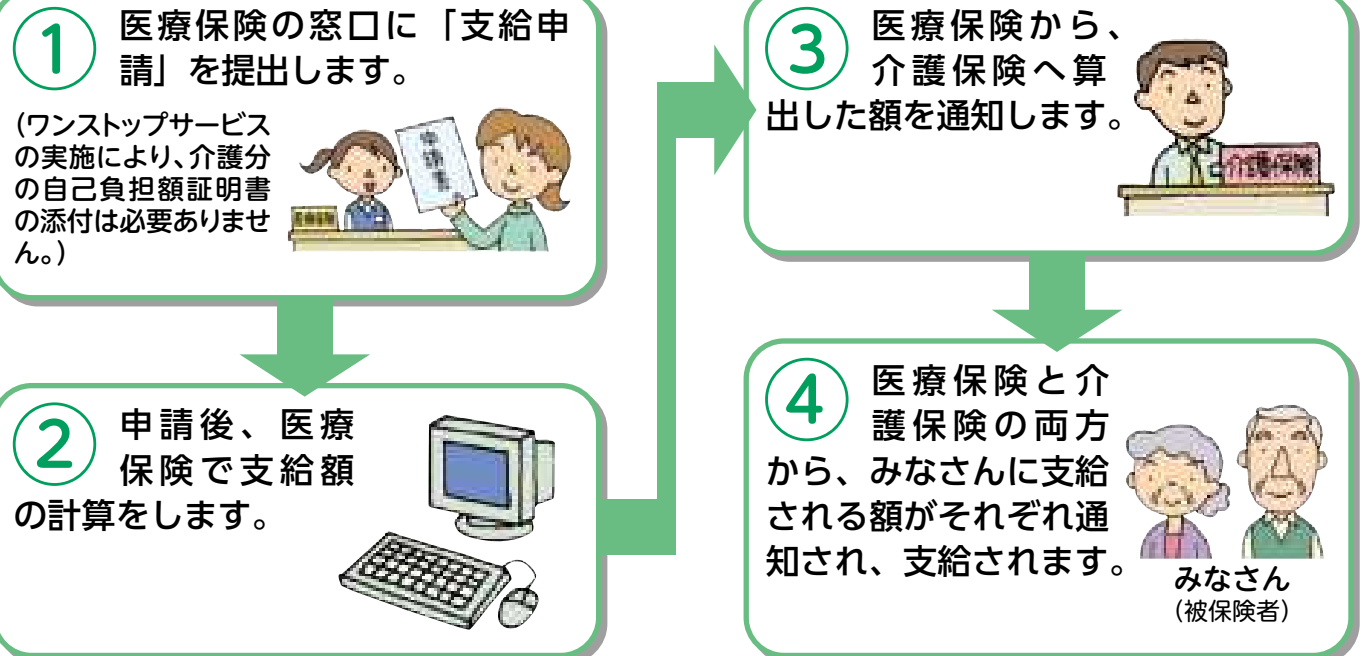
● 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

● 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です

高額合算の申請のしかた

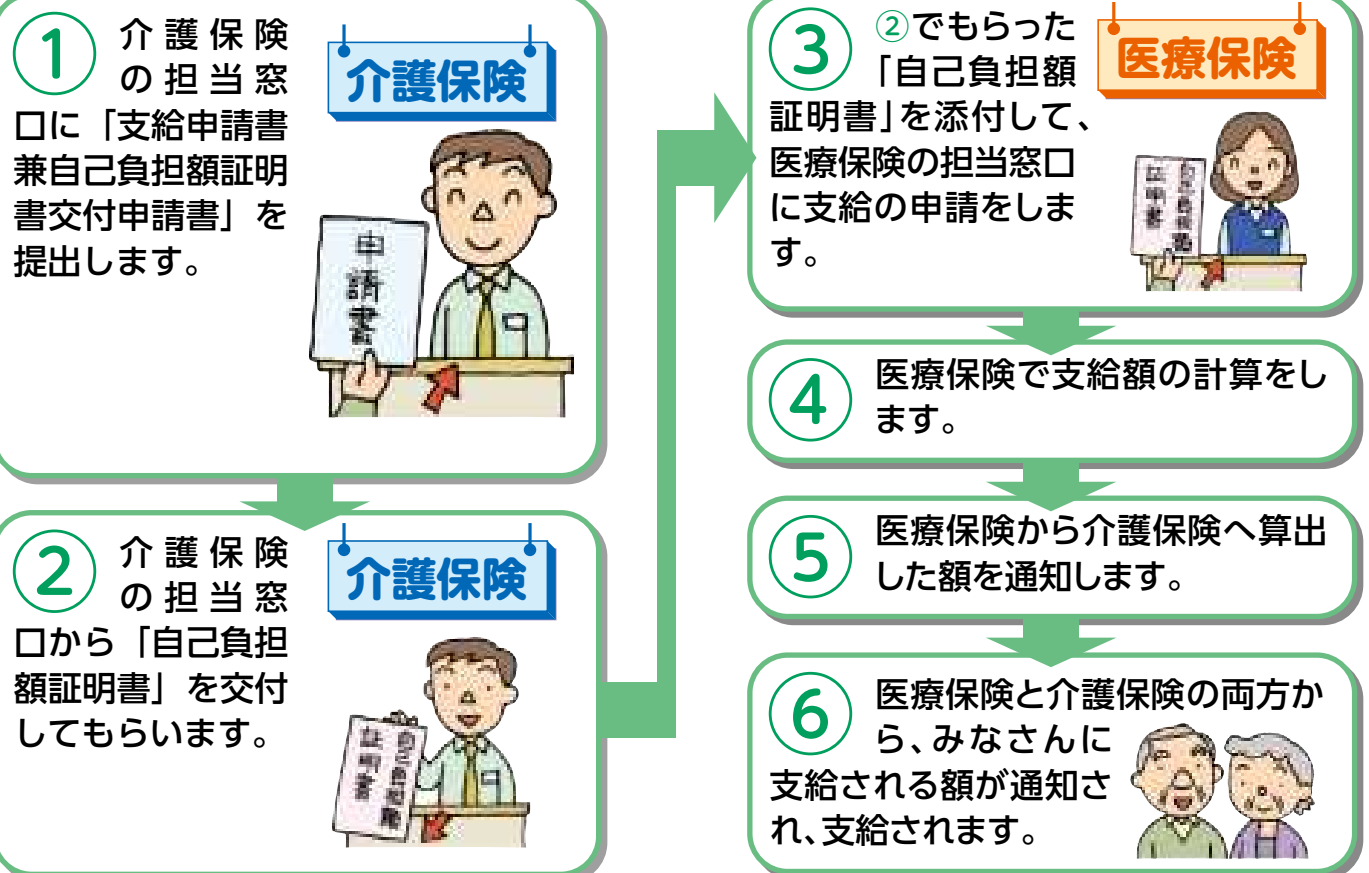
申請先は、毎年7月31日現在の加入医療窓口になります。

国保・後期に加入している方



利用者の負担

社会保険・共済保険等に参加している方



● 市町によって、申請のしかたなどが異なる場合があります。詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。



介護予防に取り組みましょう！

介護予防・日常生活支援総合事業



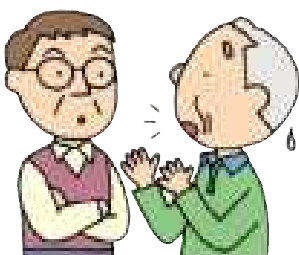
要介護認定で要支援1・2と判定された方、生活機能が低下している方を対象とした介護予防のための事業『介護予防・日常生活支援総合事業』（総合事業）に取り組んでいます。

65歳以上の高齢者

事業対象者・要支援者

介護予防・生活支援サービス

●訪問型サービス



- 元気でいられるように運動したい・学びたい
- 家にじっとしているより体を動かしたい
- 人に会わなくなってきたから外にでたい
- 病気などで少し介助が必要になったので手助けしてもらいたい
- 物忘れや怪我などでできなくなった家事をもう一度できるようになりたい

介護予防訪問型サービス

訪問介護員（ヘルパー）が居宅を訪問して、利用者が自立した生活を継続できるよう、入浴などの身体介護を行います。
また、利用者が自分で家事などを行えるよう、訪問介護員が利用者と**一緒に**掃除や調理等の生活支援を行います。

自立支援訪問型サービス

訪問介護員等が居宅を訪問し、掃除や調理等の生活支援を行います。
「できるところ」は利用者が行い、「できないところ」を支援します。

●通所型サービス



- 少し体重を減らしたい・増やしたい
- 足腰が弱くなってきたから筋力をつけたい
- 体力がなくなってきたから体力をつけたい
- 物忘れがすすまないのでしたい
- 今の状態をキープして、できていることを続けたい

ステップアップ通所型サービス

体力や筋力などの身体の機能を上げ、利用者の「したいこと」や「できなくなっていたこと」ができるよう、運動・栄養・口腔の専門職が3か月～6か月の間で、集中的に支援します。

生活リハビリ通所型サービス

「したいこと」ができるように、「できていること」が続けられるように運動などを行い、支援します。

ハツラツ通所型サービス

体を動かしたり、交流することで、活動や楽しみが続けられるよう支援します。

元気になったら『次』のステージへ!!!

一般介護予防事業
など

一般介護予防事業



市町村が行う介護予防のための体操教室・介護予防ボランティア（サポーター）養成講座などがあります。

地域の活動

地域の人と一緒に運動できる「通いの場」やサークル活動など

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方及び総合事業対象者の方が利用できるサービスです

介護予防・生活支援サービスは、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行い、心身や生活機能の状態に応じて様々なサービスが受けられます。

●サービスによっては利用内容等により、さまざまな加算があります。

●訪問型サービス

訪問を受けて利用する

※訪問型サービスは、「できること」と「できないこと」が決められています。
利用前に、よく理解した上でサービスを開始しましょう。
詳しいことはケアマネジャーにご相談ください。

「できないこと」とは

★利用者以外の方に係る調理・掃除・洗濯・買い物
★大掃除、草むしり、ペットの世話、家の修理など

介護予防訪問型サービス

専門の訪問介護員が居宅を訪問し、利用者が自立した生活を継続できるよう、入浴などの身体介護を行います。

また、利用者が自分で家事等を行えるよう、訪問介護員が利用者と**一緒に**掃除や調理等の生活支援を行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,176円
週2回程度	2,349円
週3回程度	3,727円



自立支援訪問型サービス

訪問介護員等が居宅を訪問して、掃除や調理等の生活支援を行います。

「できるところ」は利用者が行い、「できないところ」を支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	941円
週2回程度	1,880円
週3回程度	2,982円



●通所型サービス

通所して利用する

通所型サービス事業所（デイサービスセンター）などで、利用者が主体的に参加し、日常生活の様々な支援や、在宅生活を続けるために必要な機能訓練や趣味活動などを行います。

ステップアップ通所型サービス

低下した体力や機能を向上し、やりたいことやできなくなっていたことができるよう、運動・栄養・口腔の専門職が短期間、集中的に支援します。



●利用者負担のめやす

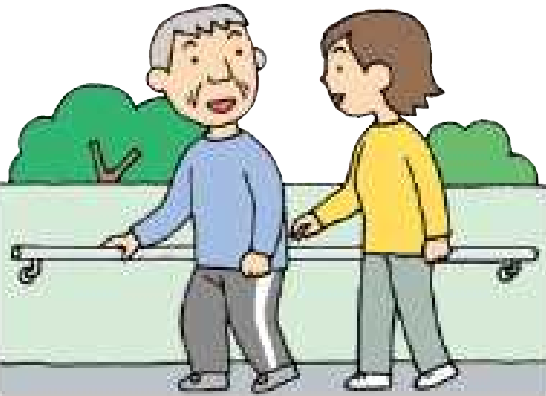
1回利用につき	500円
---------	------

生活リハビリ通所型サービス

やりたいことやできていることが今までどおり続けられるよう、運動などを行い支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,672円
週2回程度	3,428円



ハツラツ通所型サービス

体を動かしたり、交流したりすることで、活動や楽しみが続けられるよう支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,338円
週2回程度	2,743円



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。



- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。利用者負担の割合についてはP16参照。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

居宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

全身入浴	852円
------	------

居宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、利用者が自立した生活ができるよう介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

居宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



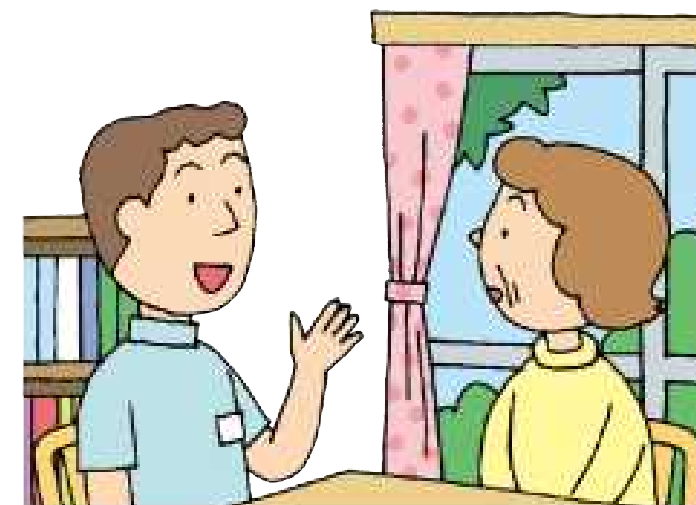
●利用者負担のめやす(1割の場合)

訪問看護ステーションの看護師による訪問の場合 (30分未満の場合)	450円
病院または診療所の看護師による訪問の場合 (30分未満の場合)	381円
訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士による訪問の場合(1回につき)	283円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

医師の指導の場合(月2回まで)	514円
-----------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1か月につき〉

共通的服务

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円



選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせる利用することもできます。

運動器機能向上 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。



施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	446円
要支援2	555円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

※低所得の方は食費と滞在費が軽減されます。(P32参照)

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設 多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	610円
要支援2	768円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

※低所得の方は食費と滞在費が軽減されます。(P32参照)

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1日につき〉

要支援1	182円
要支援2	311円



介護保険で利用できるサービス 介護サービス（居宅サービス）



居宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。利用者負担の割合についてはP16参照。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

居宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、利用者が自立した生活ができるよう食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	250円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	183円
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます	
通院等のための乗車または降車の介助（1回につき）	99円
※移送にかかる費用は別途負担が必要です	

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

1回	1,260円
----	--------

居宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、利用者が自立した生活ができるようリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

居宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

訪問看護ステーションの看護師による訪問の場合（30分未満の場合）	470円
病院または診療所の看護師による訪問の場合（30分未満の場合）	398円
訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	293円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます

※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり



居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

医師の指導の場合（月2回まで）	514円
-----------------	------



施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、利用者が自立した生活ができるよう機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※送迎を含む
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、利用者が自立した生活ができるよう生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護(ショートステイ)
短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)
短期入所生活介護
介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合(1日につき)

要介護1	596円
要介護2	665円
要介護3	737円
要介護4	806円
要介護5	874円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります
※低所得の方は食費と滞在費が軽減されます。(P32参照)

短期入所療養介護
介護老人保健施設 多床室の場合(1日につき)

要介護1	827円
要介護2	876円
要介護3	939円
要介護4	991円
要介護5	1,045円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります
※低所得の方は食費と滞在費が軽減されます。(P32参照)

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)(1日につき)

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円



施設で生活しながら介護を受けられるサービスです

介護保険で利用できるサービス
施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人及び事業対象者は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設のみ要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割、2割または3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の
1割、2割または3割

+

食 費

+

居住費

+

日常生活費

基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

● 居住費……ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円、
従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）、
多床室 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）

● 食 費……1,445円

低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

● ①住民税世帯非課税でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合

● ②住民税世帯非課税（世帯分離している配偶者も住民税非課税）で、以下に該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

・ 第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

・ 第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合

・ 第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合

・ 第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

● 負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		居住費（滞在費）の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者／生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3 段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3 段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円を超える人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

● 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります

施設で生活しながらサービスを受けたい

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



● 新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

● 利用者負担のめやす（1割の場合）〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,190円	17,190円	19,560円
要介護2	19,230円	19,230円	21,600円
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

介護老人保健施設
(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

● 新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

● 利用者負担のめやす（1割の場合）〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

介護療養型医療施設
(療養病床等)

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。

● 新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

● 利用者負担のめやす（1割の場合）〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,790円	20,580円	21,180円
要介護2	20,550円	23,430円	24,030円
要介護3	26,670円	29,460円	30,060円
要介護4	29,220円	32,100円	32,700円
要介護5	31,560円	34,380円	34,980円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

● 新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

● 利用者負担のめやす（1割の場合）〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません。

- 従来型個室…ユニットを構成しない個室
- 多床室…ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです

介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス



自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。 ※事業対象者の人は利用できません。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

対象品目

要介護2～5

- 車椅子
- 特殊寝台
- 床ずれ防止用具（エアーマットなど）
- 移動用リフト（つり具部分を除く）
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- ★自動排泄処理装置（要介護4・5）
- 車椅子付属品
- 特殊寝台付属品（マットレスなど）

- スロープ（工事を伴わないもの）
- 手すり（据え置き型など工事を伴わないもの）
- 歩行器
- 歩行車
- 歩行補助つえ

※要支援1・2および要介護1の方には、●印の車椅子（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。また、★印の自動排泄処理装置（尿のみを吸引するものは除く）は要支援1・2および要介護1～3の方には原則として保険給付の対象となりません。例外的に貸与を希望される方は、介護保険課またはケアマネジャーなどにご相談ください。

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P16）が適用されます。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。 **事前申請が必要**です

要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具
- 排泄予測支援機器

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

対象品目

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を支払い、後日、領収書などを添えて鳥栖地区広域市町村圏組合に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割または7割が支給され、1割、2割または3割を負担します。

指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

1 福祉用具購入費支給の申請

- 提出書類**
- 福祉用具購入費事前申請書
 - 購入する福祉用具のパフレット（写）
 - 見積書
 - その他必要な書類

2 購入

3 請求

4 福祉用具購入費の支給（翌々月の25日頃支給）

- 提出書類**
- 福祉用具購入費支給申請（請求）書
 - 領収書（原本及び写し）
 - 写真（購入した福祉用具の設置状況が確認できるもの）
 - 居宅介護（介護予防）福祉用具費支給申請に伴う使用状況確認書

※25日が土・日・祝日の場合は、その前の平日に支給されます。

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- 20万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給され、1割、2割または3割を負担します。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。

要介護1～5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例※

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

※利用者の心身の状況や環境に応じて住宅改修の工事内容が異なります。



住宅改修費利用の手順

1 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談

利用者の心身の状態や日常生活の動線を考慮したうえで、理学療法士や作業療法士等のアドバイスを受けながら相談します。

2 住宅改修費支給の事前申請

鳥栖地区広域市町村圏組合に以下の書類を提出し、支給の事前申請をします。

提出書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修前の写真
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修予定の図面
- 工事費見積書
- 住宅所有者の承諾書（本人または家族が所有者の場合は不要）

3 施工・完成・請求

工事終了後、以下の書類を鳥栖地区広域市町村圏組合へ提出し、必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

提出書類

- 住宅改修完了届
- 住宅改修に要した費用の領収書（原本及び写し）
- 住宅改修後の写真

4 現地確認（自宅訪問）・住宅改修費の支給（確認の翌々月の25日頃支給）

※介護保険による住宅改修を行う事業者は、鳥栖地区広域市町村圏組合に事前に登録が必要です。詳しくは、鳥栖地区広域市町村圏組合にお尋ねください。



下記の2つの方法にて給付します。

償還払い

被保険者は、住宅改修施工業者に住宅改修に要した費用を全額支払い、後日、支給対象額に保険給付率を乗じて得た額が被保険者に支給されます。利用者負担の割合が1割の場合は保険給付率（90/100）となります。

受領委任払い

被保険者は、住宅改修施工業者に受領の権限を委任し、費用（限度額）の1割、2割または3割だけを支払い、残りの9割分、8割分または7割分を保険者が住宅改修施工業者へ直接支給します。介護保険料に滞納がない方が利用できます。

(例) 費用が5万円(1割負担)の場合

償還払い方法

①支払い
(5万円)

被保険者

②領収書
交付

住宅改修
施工業者

受領委任払い方法

①支払い
(5万円)

被保険者

②領収書
交付

住宅改修
施工業者

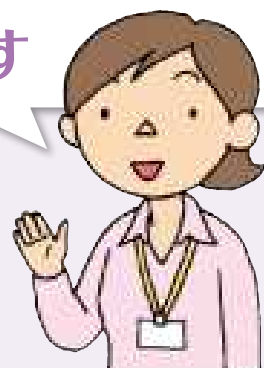
③申請

鳥栖広域

鳥栖広域

④支払い
(4万5千円)

介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス



住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

※事業対象者の人は利用できません。
【 】内は、地域密着型介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円

施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(7時間以上8時間未満の場合)

	単独型	併設型	共用型
要支援1	859円	771円	483円
要支援2	959円	862円	512円
要介護1	992円	892円	522円
要介護2	1,100円	987円	541円
要介護3	1,208円	1,084円	559円
要介護4	1,316円	1,181円	577円
要介護5	1,424円	1,276円	597円



認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1日につき)ユニット数1の場合

要支援2	760円
要介護1	764円
要介護2	800円
要介護3	823円
要介護4	840円
要介護5	858円

※ショートステイで利用ができる場合もあります(費用は異なります)

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません



ヘルパーさんに居宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

- 利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1か月につき〉
介護、看護一体型事業所の場合

要支援1・2の人は利用できません

※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

◆介護のみを利用

要介護1	5,697円
要介護2	10,168円
要介護3	16,883円
要介護4	21,357円
要介護5	25,829円

◆介護と看護を利用

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

身近な地域の施設に入所したい

要支援1・2の人は利用できません

地域密着型特定施設
入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

- 利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1日につき〉

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

地域密着型介護老人
福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

- 利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1日につき〉多床室を利用する場合

要介護1	582円
要介護2	651円
要介護3	722円
要介護4	792円
要介護5	860円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

要支援1・2の人は利用できません

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

- 利用者負担のめやす（1割の場合）
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,025円／月
定期巡回サービス	386円／回
随時訪問サービス	588円／回

医療と介護の連携で在宅生活を支えます



これから迎える超高齢社会を前に、地域の実情や高齢者の希望に合わせた新しい医療や介護などのしくみが必要になっています。

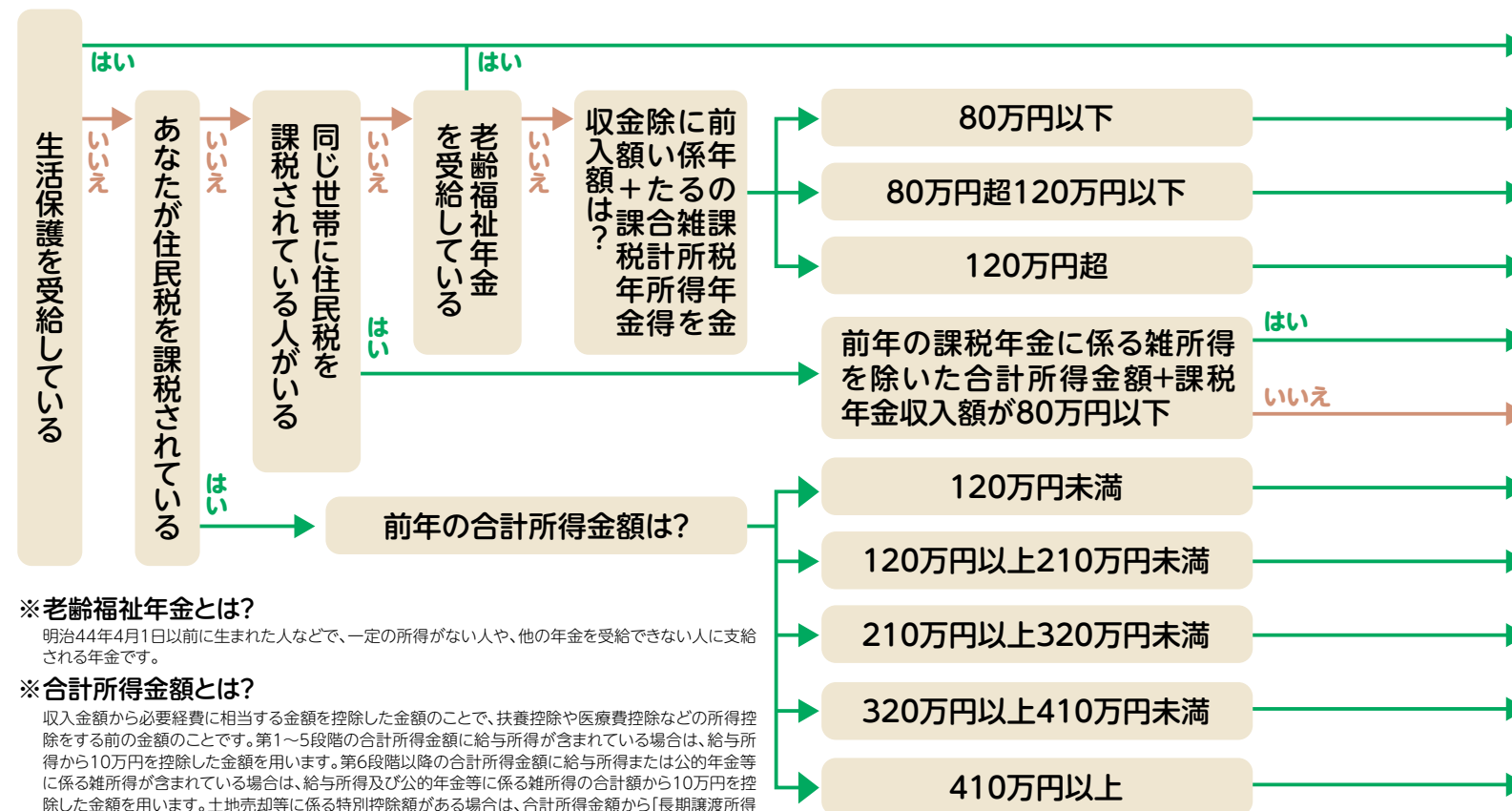
本組合は関係団体と連携し、通院がむずかしい高齢者や支援が必要な人（本人）が、住み慣れた地域で必要な医療や介護などのサービスが受けられる、安心して最期まで暮らせるまちを目指して、関係機関と連携して在宅医療の推進に取り組んでいます。

みなさんが納める介護保険料について

介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

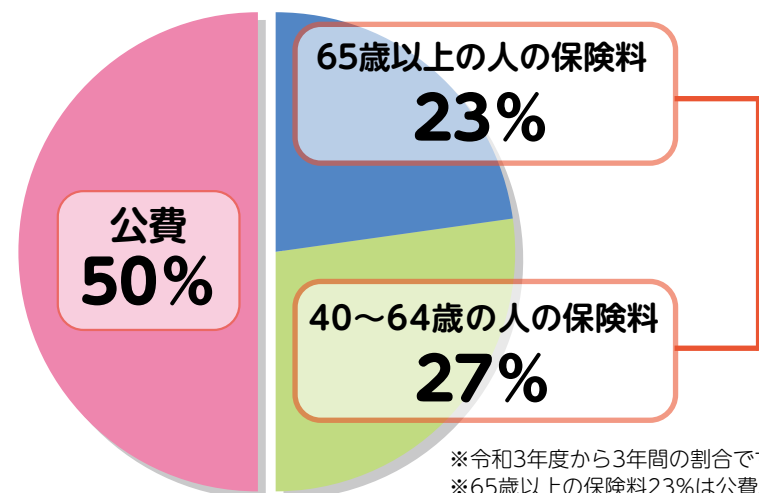


※老齢福祉年金とは？
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

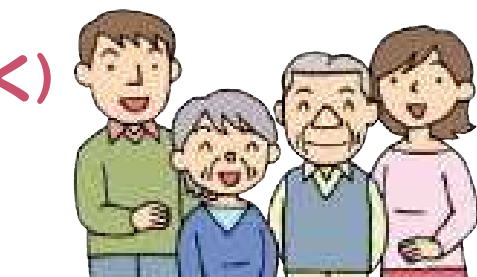
※合計所得金額とは？
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※課税年金とは？
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金のことです。障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

介護保険の財源 (利用者負担分は除く)



※令和3年度から3年間の割合です
※65歳以上の保険料23%は公費軽減を含みます



半分以上がみなさんの保険料でまかなわれています

65歳以上の人の保険料は、市町の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
(年額)

$$= \frac{\text{市町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市町の第1号被保険者数}}$$

※保険者によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なるため、基準額も保険者ごとに異なります。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税者である老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.3	20,496円 (月額1,708円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.5	34,152円 (月額2,846円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方	0.7	47,808円 (月額3,984円)
第4段階	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方であって、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.9	61,464円 (月額5,122円)
第5段階 (基準額)	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方であって、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方	1.0	68,292円 (月額5,691円)
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	81,960円 (月額6,830円)
第7段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	88,788円 (月額7,399円)
第8段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	102,444円 (月額8,537円)
第9段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の方	1.7	116,100円 (月額9,675円)
第10段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が410万円以上の方	1.9	129,756円 (月額10,813円)

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料の上昇を抑える対策をしています!

- ①第8期の保険料所得段階は、第7期と同様に10段階を維持することで、低所得の方の保険料負担を軽減しています。
- ②消費税の増税に伴い、第1段階の保険料率を0.5から0.3に、第2段階は0.75から0.5、第3段階は0.75から0.7にそれぞれ軽減しています。
- ③高齢者に対する介護予防事業実施により、認定者数及び給付費を抑制します。
- ④介護給付費準備基金を取り崩し第8期介護保険料へ充当します。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料は65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納付していただきます。保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額※によって下記の特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収の2種類に分けられます。

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象です。老齢福祉年金などは対象になりません。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の人 ▶ 年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

(注)

- 介護保険料の徴収方法は特別徴収が優先されます。被保険者様のご希望により特別徴収と普通徴収を選択することはできません。
- 特別徴収で納付された保険料は、普通徴収同様、社会保険料控除の対象となります。ただし、特別徴収分の納付額については、本人のみが控除対象となります。

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の人 ▶ 納付書・口座振替

保険者から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関、コンビニ、アプリ決済などを通じて保険料を納めます。

納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

保険料納付は 口座振替が 便利です

口座振替を希望される方は、振替依頼書を鳥栖地区広域市町村圏組合、お住まいの市町窓口または金融機関窓口にお出しください。
(振替依頼書は、お住まいの市町窓口および指定の金融機関窓口にあります)

- 振替は申込された月の翌月の納期分から開始となります。
- 振替開始前の保険料や、残高不足などにより自動引落されなかった場合などは、納付書で納めることになります。

(注) 納期限を越えても未納がある場合は、督促状や催告書を送付することになりますので、保険料は納期限までに納めましょう。

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料

国民健康保険に加入している人の保険料は市町の国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料(介護保険分)} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 + 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算 + 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※保険料と同額の国庫からの負担があります。

介護保険料(分)は医療保険分(国民健康保険)等をあわせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

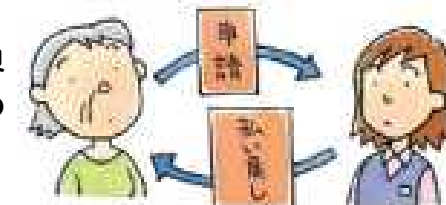
※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。ただし特定被保険者を除く。

保険料を納めないでいると「給付制限」がかかります。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。介護保険サービスについては、被保険者の方のみならずご家族の方にも密接な関わり合いとなりますので、ご家族の方も被保険者の保険料納付に御理解をお願いします。

1年以上
滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付が支払われる形となります。



1年6か月以上
滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めとなったり、なお滞納が続くと保険給付額から滞納していた保険料を控除されることもあります。



2年以上
滞納すると

利用者負担が3割（または4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。



減免等

災害等の特別な事情などで保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

事業所一覧

令和5年3月1日現在(休止中の事業所は掲載していません)

●居宅介護支援

居宅介護支援事業所

○は介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	ケアプランセンター 未来	841-0004	鳥栖市神辺町1477番地	0942-81-5922
2	○	ケアプランセンター 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
3	○	ケアプランセンター とくりん鳥栖	841-0005	鳥栖市弥生が丘6丁目82番地	0942-85-7155
4	○	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目14番地	0942-85-9330
5	○	J A福祉ケアプランサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
6	○	ケアプランサービス 南風	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
7	○	ひまわりの園 居宅介護支援事業所	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-85-8839
8	○	ケアプラン ふたば	841-0018	鳥栖市田代本町998番地1	0942-84-1035
9	○	けいしん居宅介護支援センター	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-84-6128
10	○	ケアプランサービスうえるかむ	841-0026	鳥栖市本鳥栖町1823番地 東峰マンションⅢ205	0942-85-9138
11	○	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
12	○	ふれあい ケアマネージメントサービス	841-0035	鳥栖市東町1丁目1058番地	0942-85-1440
13	○	鳥栖市中央在宅介護支援センター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
14	○	ケアプランセンター ひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-82-2885
15	○	ケアプランサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5174
16	○	居宅介護支援事業所ほほえみ	841-0048	鳥栖市藤木町1450番地6	0942-87-3032
17	○	居宅介護支援事業所すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
18	○	まごころ医療館ケアプランサービス	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-87-5002
19	○	今村病院居宅介護支援事業所	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-1608
20	○	居宅介護支援事業所 寿楽園	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
21	○	ゆうゆう居宅介護支援事業所	840-1102	みやき町大字天建寺1492番地1	0942-96-5500
22	○	居宅介護支援事業所 なかばる紀水苑	849-0111	みやき町大字白壁1074番地3	0942-50-5290
23	○	居宅介護支援センター おおしま	849-0111	みやき町大字白壁4305番地36	0942-89-3001
24	○	花のみね式番館ケアプランサービス	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-50-5210
25	○	ケアプランサービス プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4616
26	○	三樹病院居宅介護支援事業所	849-0123	上峰町大字坊所279番地1	0952-52-7285

介護予防支援事業所

△は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	△	鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
2	△	鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-82-2041
3	△	鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-85-8721
4	△	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
5	△	基山地区地域包括支援センター	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-81-7039

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
6	△	みやき町地域包括支援センター	849-0111	みやき町大字白壁1074番地3 (市村清記念メディカルコミュニティセンター内)	0942-89-3371
7	△	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2 (おたっしや館内)	0952-52-5250

●居宅サービス

訪問介護

◎は介護予防訪問型サービス事業所・自立支援訪問型サービス事業所・介護事業所
●は介護予防訪問型サービス事業所・介護事業所 ○は介護事業所
△は介護予防訪問型サービス事業所・自立支援訪問型サービス事業所
▲は介護予防訪問型サービス事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	やよいがおかヘルパーステーション	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
2	◎	ホームヘルプサービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
3	○	ヘルパーステーション三介	841-0005	鳥栖市弥生が丘6丁目330番地	0942-85-7444
4	◎	J A福祉ホームヘルプサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
5	◎	パイン介護サービス	841-0014	鳥栖市桜町1103番地7	0942-50-5163
6	◎	あいぞら訪問介護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地20	0942-84-4332
7	○	南風田代ヘルパーステーション	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
8	○	訪問介護ステーションライフサポ	841-0018	鳥栖市田代本町998番地1	0942-84-8087
9	◎	ホームヘルプ けいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-83-1075
10	◎	ヘルパーステーション人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
11	●	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
12	◎	ホームヘルプサービス セントポーリア	841-0046	鳥栖市真木町1990番地	0942-87-5173
13	●	指定訪問介護 すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
14	◎	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター びすけっと鳥栖	841-0055	鳥栖市養父町35-1-2 コーポヒロ103号室	0942-83-1944
15	○	ヘルパーステーション えにし	841-0063	鳥栖市下野町1391番地3	0942-50-8579
16	◎	ヘルパーステーションろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-82-7133
17	◎	真心の園 ホームヘルパーステーション	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-81-1661
18	○	訪問介護こでまり	841-0075	鳥栖市立石町2069番地22	080-6022-2117
19	◎	山津ヘルパーステーション	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
20	●	ヘルパーステーション花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-87-8573
21	○	花ノ木Ⅱ番館ヘルパーステーション	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-50-8122
22	○	さくら訪問介護ステーション	841-0201	基山町大字小倉457番地2	0942-85-8252
23	●	ニチイケアセンター基山	841-0201	基山町大字小倉1052番地1	0942-81-7007
24	●	ニチイケアセンターみやき	840-1101	みやき町大字西島1648番地4	0942-81-9700
25	◎	ヘルパーステーション ゆかりん	849-0101	みやき町大字原古賀6706番地2	0942-82-8969
26	●	ヘルパーステーションほがらか	849-0111	みやき町大字白壁4204番地19	0942-85-7075
27	◎	株式会社よつば会よつば訪問ステーション	849-0114	みやき町大字中津隈6017番地3	0942-80-3271
28	●	ヘルパーステーション プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4617

訪問入浴

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	真心の園 訪問入浴サービス	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-0818

訪問看護（ステーション）

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	聖マリア病院鳥栖訪問看護ステーション	841-0004	鳥栖市神辺町1588番地6	0942-81-1134
2	◎	つつみクリニック訪問看護ステーション	841-0005	鳥栖市弥生が丘6丁目82番地	0942-82-4110
3	◎	チャイム訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地15	0942-87-5233
4	◎	あいぞら訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地20	0942-84-4332
5	◎	訪問看護ステーションライフサポ	841-0018	鳥栖市田代本町998番地1	0942-84-8087
6	◎	訪問看護ステーション あんしん	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-85-8765
7	◎	あいず訪問看護ステーション鳥栖	841-0034	鳥栖市京町723番地7	0942-50-8672
8	◎	訪問看護ステーション ふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1058番地	0942-85-1441
9	◎	幸訪問看護ステーション	841-0035	鳥栖市東町2丁目885番地7-102	0942-87-1500
10	◎	訪問看護ステーション弥生が丘	841-0035	鳥栖市東町2丁目885番地7-203	0942-80-7772
11	◎	医療法人せとじまクリニック 訪問看護ステーションセントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5170
12	◎	メルシー訪問看護ステーション	841-0056	鳥栖市蔵上3丁目304番地	0942-80-6901
13	◎	エンジェル訪問看護ステーション	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3030
14	◎	訪問看護ステーション まどか	841-0063	鳥栖市下野町1391番地3	0942-50-8579
15	◎	訪問看護ステーション デューン鳥栖	841-0071	鳥栖市原古賀町3035番地 メディカルステージ新鳥栖1階	0942-50-8386
16	◎	訪問看護ステーションいぬおサポート	841-0081	鳥栖市萱方町110番地1	0942-82-7007
17	◎	在宅看護センターホットス	841-0083	鳥栖市古賀町622番地3 101号	0942-85-7011
18	◎	メディケア基山 訪問看護リハビリステーション	841-0204	基山町大字宮浦186番地65	0942-92-6161
19	◎	訪問看護ステーション サンフェイス	840-1105	みやき町大字寄人1918番地1	0942-81-9091
20	◎	医療法人光風会 訪問看護ステーションひかりあ	849-0111	みやき町大字白壁2927番地	0942-89-2800
21	◎	ナーシングスターみやき訪問看護ステーション	849-0111	みやき町大字白壁1074番地3	0942-81-6565
22	◎	訪問看護ステーション みやき	849-0112	みやき町大字江口3187番地2 メゾン原Ⅱ505	050-1448-2074
23	◎	株式会社よつば会よつば訪問ステーション	849-0114	みやき町大字中津隈6017番地3	0942-80-3271
24	◎	医療法人三樹会 みき訪問看護ステーション	849-0123	上峰町大字坊所279番地1	0952-52-7282

訪問看護（病院・診療所等）

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	医療法人芳生会 和田内科・循環器科	841-0071	鳥栖市原古賀町1334番地8	0942-81-2121

※令和4年3月から令和5年2月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

訪問リハビリテーション

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	医療法人徳隣会 つつみクリニック	841-0005	鳥栖市弥生が丘6丁目82番地	0942-82-4400
2	◎	医療法人勇愛会 大島病院	849-0111	みやき町大字白壁4305番地40	0942-89-2600

※令和4年3月から令和5年2月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

◎は生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所・介護事業所
●は生活リハビリ通所型サービス事業所・介護事業所 ○は介護事業所
△は生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所
▲は生活リハビリ通所型サービス事業所

通所介護（通常規模型・大規模型）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	デイサービスセンター 未来	841-0004	鳥栖市神辺町1477番地	0942-81-5922
2	◎	デイサービスセンター 寿楽園 式号館	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3	◎	やよいがおかデイサービスセンター	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
4	●	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目14番地	0942-85-9330
5	◎	J A福祉デイサービスセンター	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
6	●	デイサービスセンター南風田代	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
7	●	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
8	●	デイサービス たしろの大地	841-0018	鳥栖市田代本町998番地1	0942-84-8087
9	●	デイサービスけいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1 1階	0942-81-1125
10	●	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖本通	841-0033	鳥栖市本通町2丁目878番地7	0942-85-8306
11	●	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖中央	841-0033	鳥栖市本通町2丁目878番地7 2階	0942-83-3788
12	◎	鳥栖市中央デイサービスセンター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
13	●	デイサービスセンター セントポーリアセカンドステージ	841-0046	鳥栖市真木町1990番地	0942-50-5151
14	●	デイサービスセンター セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5172
15	●	デイサービスきたえるーむ鳥栖中央	841-0048	鳥栖市藤木町2番地1	0942-87-5011
16	●	デイサービスセンター「ほほえみ」	841-0048	鳥栖市藤木町1450番地6	0942-87-3032
17	●	デイサービスセンターすこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
18	○	デイサービスセンター 元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2765
19	●	今村病院デイサービスセンター	841-0061	鳥栖市轟木町1572番地	0942-83-8787
20	◎	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100
21	◎	デイサービスセンターろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-82-7133
22	◎	真心の園 デイサービスセンター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-0818
23	○	デイサービスいやし	841-0081	鳥栖市萱方町160番地1	0942-87-8875
24	○	デイサービスセンター花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-87-8573
25	○	デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-50-8122
26	○	デイサービスさくら	841-0201	基山町大字小倉457番地2	0942-85-8251
27	●	デイサービスセンター基肆の郷	841-0201	基山町大字小倉853番地3	0942-50-8315
28	◎	デイサービスセンター 寿楽園	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
29	◎	花のみね デイサービスセンター	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3572
30	●	デイサービスゆうゆう	840-1102	みやき町大字天建寺1492番地1	0942-96-5500
31	●	デイサービスセンターひまわり	840-1105	みやき町大字寄人1924番地1	0942-81-9091
32	◎	デイサービス なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9215
33	●	デイサービスセンター ゆうあい	849-0111	みやき町大字白壁4305番地36	0942-89-9150

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
34	○	デイサービス みやき	849-0114	みやき町大字中津隈624番地	0942-89-5200
35	●	かみみねデイサービスセンター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2	0952-51-1773
36	●	デイサービスセンター プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-6961
37	●	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
38	●	デイサービス おはな	849-0123	上峰町大字坊所2553番地2	0952-20-0877

◎は生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所・介護事業所
●は生活リハビリ通所型サービス事業所・介護事業所 ○は介護事業所
△は生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所
▲は生活リハビリ通所型サービス事業所

通所介護（小規模型）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	●	プロジェクトエース弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目13番地	0942-85-9358
2	◎	デイサービス人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
3	●	デイサービスセンタートクダtosu	841-0037	鳥栖市本町2丁目83番地1	0942-85-8603
4	●	小規模デイサービスひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-85-8265
5	○	デイサービスセンターお元気広場	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3226
6	○	小規模デイサービス ひだまりファーム	841-0072	鳥栖市村田町522番地18	0942-85-7875
7	●	デイサービスセンターあさひ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
8	●	半日型デイサービス リハビリフィットネスばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
9	●	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖北	841-0081	鳥栖市萱方町194番地6	0942-82-4809
10	◎	デイサービスセンター本桜	841-0201	基山町大字小倉1673番地98	0942-85-9991
11	●	voice音cafe	841-0204	基山町大字宮浦186番地57	0942-85-9024
12	●	リハビリ専門デイサービス らしく・らしく	849-0101	みやき町大字原古賀7385番地9	0942-80-0696
13	●	寄り合いステーションさくら坂	849-0101	みやき町大字原古賀6309番地67	0942-94-2071
14	●	ミック健康の森みやき	849-0111	みやき町大字白壁690番地2 1階C号室	0942-89-5711
15	○	デイサービス家族	849-0123	上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-7878

通所リハビリテーション

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目143番地	0942-87-3150
2	◎	石橋整形外科デイケアセンターつばさ	841-0014	鳥栖市桜町1465番地1	0942-82-7751
3	◎	デイケアなないろ	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-84-6119
4	◎	医療法人しばやま整形外科	841-0026	鳥栖市本鳥栖町633番地43	0942-82-2515
5	◎	医療法人仁徳会 今村病院通所リハビリテーション	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-83-3771
6	◎	通所リハビリテーションふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地16	0942-85-1446
7	◎	医療法人せとじまクリニック 通所リハビリテーション	841-0046	鳥栖市真木町1974番地4	0942-50-5665
8	◎	通所リハビリテーションセンターまごころ	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-48-5009
9	◎	通所リハビリテーション「いまむら」	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3018

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
10	◎	山津リハビリセンター	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
11	◎	山津リハビリセンター 短時間型	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-87-3560
12	◎	デイケアセンター あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
13	△	つくし整形外科医院	841-0203	基山町大字園部2765番地25	0942-92-7655
14	◎	ばば整形外科	841-0204	基山町大字宮浦186番地18	0942-50-5115
15	◎	平川医院通所リハビリテーション	840-1101	みやき町大字西島2979番地8	0942-96-3315
16	◎	みきクリニック通所リハビリテーション明日花	840-1106	みやき町大字市武1331番地9	0942-96-9620
17	◎	アザレア デイケア	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488
18	◎	みやき統合医療クリニック	849-0111	みやき町大字白壁1074番地3	0942-85-7740
19	◎	指定通所リハビリテーションゆうあい	849-0111	みやき町大字白壁4305番地40	0942-89-9100
20	○	三樹病院通所リハビリテーション明日葉	849-0123	上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7281
21	△	三樹病院グリーン明日葉	849-0123	上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7331

※令和4年3月から令和5年2月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

福祉用具貸与・販売

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	サポート中九州	841-0026	鳥栖市本鳥栖町834番地3	0942-84-7765
2	◎	株式会社介助 鳥栖営業所	841-0052	鳥栖市宿町1157番地1	0942-84-8282
3	◎	フランスベッド株式会社メディカル鳥栖営業所	841-0061	鳥栖市轟木町1700番地	0942-83-4821
4	◎	株式会社フロンティア 佐賀営業所	841-0074	鳥栖市西新町1422番地209	0942-81-5767
5	◎	介護用品店ゆとりっぷ 基山事業所	841-0202	基山町大字長野219番地7	0942-50-9820

短期入所生活介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	短期入所サービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
2	◎	ひまわりの園短期入所サービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
3	◎	鳥栖ショートステイそよ風	841-0025	鳥栖市曾根崎町2382番地	0942-82-3010
4	◎	真心の園 ショートステイ	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2301
5	◎	ケア付有料老人ホーム ショートステイ ばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
6	◎	ショートステイ 花のみね	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
7	◎	ショートステイ なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
8	◎	ショートステイ 花のみね式番館	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
9	◎	ショートステイ プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655
10	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-7970

短期入所療養介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
2	◎	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
3	◎	短期入所サービス あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
4	◎	アザレア ショートステイ	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488

特定施設入居者生活介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅱ番館	841-0047	鳥栖市今泉町2395番地1	0942-80-0022
2	◎	介護付有料老人ホーム百楽仙	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目292番地	0942-87-5557
3	◎	介護付有料老人ホーム百楽仙 別館	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目293番地	0942-85-9926
4	◎	介護付有料老人ホーム南風	841-0066	鳥栖市儀徳町2238番地1	0942-84-6020
5	◎	ケア付有料老人ホームばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
6	◎	シニアライフ SORA	841-0084	鳥栖市山浦町2963番地	0942-81-5050
7	◎	ケアハウスあおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
8	◎	介護付き有料老人ホーム紀水苑別館	849-0102	みやき町大字簗原4239番地3	0942-94-9231
9	◎	介護付有料老人ホームケアライフ花の里	840-1101	みやき町大字西島3154番地1	0942-96-3877

●施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○は介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	特別養護老人ホーム 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
2	○	特別養護老人ホーム ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
3	○	特別養護老人ホーム 真心の園	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2301
4	○	特別養護老人ホーム 花のみね	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
5	○	特別養護老人ホーム なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
6	○	特別養護老人ホーム 花のみね式番館	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
7	○	特別養護老人ホーム プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655

介護老人保健施設

○は介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
2	○	介護老人保健施設 あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
3	○	介護老人保健施設 アザレア	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488

指定介護療養型医療施設

○は介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011

●地域密着型サービス

認知症対応型通所介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	デイサービスセンターほほえみ夢工房	841-0016	鳥栖市田代外町612番地7	0942-83-0186

認知症対応型通所介護（グループホーム共用型）

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	星の丘リビングなの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
2	◎	認知デイ お元気でらす	841-0052	鳥栖市宿町1399番地1	0942-84-3216

小規模多機能型居宅介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	小規模多機能型居宅介護 遊喜	841-0026	鳥栖市本鳥栖町814番地1	0942-50-8701
2	◎	小規模多機能型居宅介護 はらだ会 陽光の里	841-0031	鳥栖市鎗田町283番地2	0942-80-5533
3	◎	小規模多機能ホーム お元気横丁	841-0052	鳥栖市宿町1398番地12	0942-84-3216
4	◎	小規模多機能型居宅介護事業所 ささえ蔵上	841-0056	鳥栖市蔵上1丁目147番地1	0942-85-9743
5	◎	小規模多機能さぼう原古賀センター	841-0071	鳥栖市原古賀町857番地1	0942-83-7926
6	◎	小規模多機能介護事業所 いちょうの樹どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2977番地3	0942-87-7007
7	◎	小規模多機能型居宅介護 たんぽぽ	849-0113	みやき町大字東尾2751番地2	0942-89-3889

サテライト小規模多機能型居宅介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	小規模多機能さぼう蔵上センター	841-0054	鳥栖市蔵上町620番地1	0942-80-3463
2	◎	小規模多機能さぼう基山センター	841-0203	基山町大字園部148番地3	0942-80-2750

看護小規模多機能型居宅介護

○は介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	看護小規模多機能フィオーレとどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1579番地1	0942-85-7775

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

◎は介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	グループホーム さくらの樹	841-0002	鳥栖市柚比町2263番地1	0942-82-5777
2	◎	グループホーム きらく	841-0002	鳥栖市柚比町137番地2	0942-83-8855
3	◎	グループホーム こもれび	841-0012	鳥栖市田代昌町462番地1	0942-87-3456
4	◎	星の丘リビングなの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
5	◎	グループホーム けいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-81-1185
6	◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
7	◎	グループホーム お元気ハウス	841-0052	鳥栖市宿町1399番地1	0942-84-3216
8	◎	グループホーム くらのうち	841-0056	鳥栖市蔵上3丁目304番地	0942-80-6900
9	◎	グループホーム 安心とどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地3	0942-85-8907
10	◎	グループホーム 安心とどろきⅡ	841-0061	鳥栖市轟木町1474番地2	0942-84-8155
11	◎	グループホーム「かがやきの里」とどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1574番地	0942-84-4577
12	◎	グループホーム めぐみ	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-48-1033
13	◎	グループホーム きぼう原古賀センター	841-0071	鳥栖市原古賀町854番地	0942-84-6427
14	◎	グループホーム 大樹	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3561

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
15	◎	グループホーム みどりヶ丘	841-0084	鳥栖市山浦町2621番地1	0942-87-3232
16	◎	グループホーム どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2975番地5	0942-81-2022
17	◎	グループホーム クオーレ基山	841-0204	基山町大字宮浦885番地6	0942-81-7455
18	◎	グループホーム ありがとー	840-1102	みやき町大字天建寺2096番地3	0942-81-9181
19	◎	グループホーム ひまわりの郷	840-1105	みやき町大字寄人1997番地1	0942-81-9097
20	◎	グループホーム 安心いちたけ	840-1106	みやき町大字市武1234番地	0942-96-4737
21	◎	グループホーム 安心なかばる	849-0101	みやき町大字原古賀190番地3	0942-94-5331
22	◎	グループホーム きらら	849-0101	みやき町大字原古賀7470番地3	0942-94-9222
23	◎	グループホーム いっぱ	849-0102	みやき町大字簗原3067番地2	0942-94-9188
24	◎	グループホーム 安心しらかべ	849-0111	みやき町大字白壁244番地1	0942-89-3007
25	◎	グループホーム 和が家	849-0114	みやき町大字中津隈3864番地	0942-89-2133
26	◎	グループホーム プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地1	0952-53-5735
27	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
28	◎	グループホーム さくらんぼ	849-0124	上峰町大字堤1907番地1	0952-52-0208

地域密着型通所介護

○は介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	プロジェクトエース弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目13番地	0942-85-9358
2	○	デイサービス人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
3	○	デイサービスセンタートクダ tosu	841-0037	鳥栖市本町2丁目83番地1	0942-85-8603
4	○	小規模デイサービスひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-85-8265
5	○	デイサービスセンターお元気広場	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3226
6	○	小規模デイサービス ひだまりファーム	841-0072	鳥栖市村田町522番地18	0942-85-7875
7	○	デイサービスセンターあさひ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
8	○	半日型デイサービス リハビリフィットネスばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
9	○	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖北	841-0081	鳥栖市萱方町194番地6	0942-82-4809
10	○	デイサービスセンター本桜	841-0201	基山町大字小倉1673番地98	0942-85-9991
11	○	voice 音 cafe	841-0204	基山町大字宮浦186番地57	0942-85-9024
12	○	リハビリ専門デイサービス らしく・らしく	849-0101	みやき町大字原古賀7385番地9	0942-80-0696
13	○	寄り合いステーションさくら坂	849-0101	みやき町大字原古賀6309番地67	0942-94-2071
14	○	ミック健康の森みやき	849-0111	みやき町大字白壁690番地2 1階C号室	0942-89-5711
15	○	デイサービス家族	849-0123	上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-7878

わが家の介護メモ

居宅介護支援事業所 ケアプランの作成や、サービス事業所との連絡・調整を行います



居宅サービス事業所 ケアプランにもとづいて居宅のサービスを提供します



その他の連絡先



事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム（<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>）」から閲覧できますので、インターネットが使える人は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



介護 公表 検索



お問い合わせは

鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス: <https://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>



二次元コードを読み取ると、ホームページからガイドブック(PDF)がダウンロードできます。

出前講座・その他総務に関すること……………総務課 総務係
☎0942-81-4825 FAX.0942-85-2084

介護保険料に関すること……………総務課 収納対策室 介護保険料係
☎0942-85-3637 FAX.0942-85-2084

要介護・要支援認定に関すること……………介護保険課 認定係
☎0942-81-3315 FAX.0942-81-3316

介護保険給付に関すること……………介護保険課 給付係
☎0942-81-3317 FAX.0942-81-3316

地域支援事業(介護予防・総合事業)に関すること…介護保険課 地域支援係
☎0942-81-3111 FAX.0942-81-3316

または

鳥栖市にお住まいの方 鳥栖市役所 高齢障害福祉課 ☎0942-85-3554 (直通)

基山町にお住まいの方 基山町役場 福祉課 ☎0942-92-7964 (直通)

みやき町にお住まいの方 みやき町地域包括支援センター ☎0942-89-3371 (直通)

上峰町にお住まいの方 上峰町役場 健康福祉課 ☎0952-52-7413 (直通)

鳥栖地区介護支援専門員協議会
鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会
鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会
鳥栖・三養基地区訪問看護ステーション連絡協議会

鳥栖地区介護関連協議会
ホームページアドレス

<http://www.tosukaigo.com/>

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。